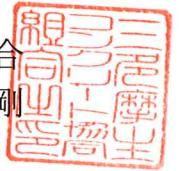


お客様 各位

2024年9月24日

スライド表「その他事項」の改訂について

三多摩生コンクリート協同組合
理事長 小林 正剛



謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

平素は弊協組の共販事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

三多摩協組のスライド表につきましては、主材料であるセメント価格と混和剤価格の大幅な値上げに伴い、スライド表(022)にて2024年8月より改訂させていただきました。

なお標記の件につきましては、積み残しておりました、スライド表「その他事項」を検討した結果、下記のとおり改訂して運用を行います。

なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 改訂内容

スライド表(022-2)および、その他事項【別冊】によります。
2025年4月1日付改訂

2. 適用開始

2025年4月1日以降契約分より
なお、その他事項【別冊】の項目は個別の適用となります。

3. その他

引合・割決後の取扱いにつきましては、
「生コンクリート価格改定の件」文書に添付の
【別紙】「2025年4月価格改定に関する取扱い」のとおりとします。

以上

【別紙】

2024年9月24日
三多摩生コンクリート協同組合

2025年4月価格改定に関する取扱い

標記の件、引合・割決後の取扱いにつきまして、下記のとおりとします。
ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 引合受付基準【特別な理由のない場合は必ず添付して下さい】
 - ・ 組合指定の「引合書・注文書・打設明細書」のセットを提出願います。
 - ・ 現場への道路地図、配合計画作成依頼書（全ての物件）
 - ・ 現場の状況が判る写真（1,000 m³以上の物件）
 - ・ 工程表と敷地図（3,000 m³以上の物件）
2. 割決依頼基準
 - ・ 現場には施工担当者が乗り込み済みであること
 - ・ 建築確認看板の着工年月日が有効であること
 - ・ 現場工事が着工していること
「解体工事は不可」
3. 契約後未出荷等による解約する基準【物件規模により区分】
2025年3月末において以下の出荷が認められない物件
 - ・ 100 m³～ 500 m³未満の物件 ⇒ 20 m³以上出荷
 - ・ 500 m³～1,000 m³未満の物件 ⇒ 30 m³以上出荷
 - ・ 1,000 m³～3,000 m³未満の物件 ⇒ 40 m³以上出荷
 - ・ 3,000 m³以上の物件 ⇒ 50 m³以上出荷注) 着工前の付帯工事の生コン出荷は本体工事と認められません。

以上